

議案第11号

大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例案

大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前												
（定義） 第2条 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 [2 略] 3 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法<u>第2条第10項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。 [4 略] （個人情報保護法施行等条例の特例） 第3条 市会保有特定個人情報に関しては、個人情報保護法施行等条例第18条第2項第2号から第4号まで及び第35条の規定は適用しないものとし、個人情報保護法施行等条例の他の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる個人情報保護法施行等条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 <table><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>第44条</td><td>又は第</td><td>、大阪市特定個人情報</td></tr></table>	[略]			第44条	又は第	、大阪市特定個人情報	（定義） 第2条 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 [2 同左] 3 この条例において「特定個人情報ファイル」とは、番号法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報ファイルをいう。 [4 同左] （個人情報保護法施行等条例の特例） 第3条 [同左] <table><tr><td colspan="3">[同左]</td></tr><tr><td>第44条</td><td>又は第</td><td>、大阪市特定個人情報</td></tr></table>	[同左]			第44条	又は第	、大阪市特定個人情報
[略]													
第44条	又は第	、大阪市特定個人情報											
[同左]													
第44条	又は第	、大阪市特定個人情報											

第1項 第1号	18条第 1項及 び第2 項の規 定に違 反して 利用さ れてい るとき	報保護条例（令和5 年大阪市条例第6 号）第3条の規定に より読み替えて適用 する第18条第1項及 び第2項（第1号に 係る部分に限る。） の規定に違反して利 用されているとき、 行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律（平成 25年法律第27号。以 下「番号法」という。） 第20条の規定に違反 して収集され、若し くは保管されている とき又は番号法第29 条の規定に違反して 作成された特定個人 情報ファイル（番号 法第2条第10項に規 定する特定個人情報 ファイルをいう。） に記録されていると き
[略]		

第1項 第1号	18条第 1項及 び第2 項の規 定に違 反して 利用さ れてい るとき	報保護条例（令和5 年大阪市条例第6 号）第3条の規定に より読み替えて適用 する第18条第1項及 び第2項（第1号に 係る部分に限る。） の規定に違反して利 用されているとき、 行政手続における特 定の個人を識別する ための番号の利用等 に関する法律（平成 25年法律第27号。以 下「番号法」という。） 第20条の規定に違反 して収集され、若し くは保管されている とき又は番号法第29 条の規定に違反して 作成された特定個人 情報ファイル（番号 法第2条第9項に規 定する特定個人情報 ファイルをいう。） に記録されていると き
[同左]		

備考 表中の[]の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年2月7日提出

説 明

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。